

★ 各月とも支払基礎日数が 17 日未満のときは？★

(ケース)

- ・被保険者が短時間就労者（パートタイマー）の場合

( )は支払基礎日数		基本給	夜勤手当	合計
4月	(16)	130,000	10,000	140,000
5月	(15)	125,000	10,000	135,000
6月	(16)	130,000	10,000	140,000
総額				415,000
平均額				138,333

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉟ 被保険者の氏名		㊱ 生年月日		㊲ 性別		㊳ 従前の標準報酬月額		㊴ 従前の改定月・原因	
報酬月額								㊵ 3ヶ月の総計		㊶ 適用年月	
㊷ 算定対象月の期間 支払基礎日数		㊸ 通貨による ものの額		㊹ 現物による ものの額		㊺ 合計		㊻ 平均額		㊼ 修正平均額	
㊽ 決定後の標準報酬月額											
㊿ 厚 健 125		㉟ 長野 七美		㊱ 7.2.10.2		㊲ 女		㊳ 従前 134 千円		㊴ 年 9 月	
4月 16日		140,000 円		0 円		140,000 円		㊵ 総計 415,000 円		㊶ 修正平均 円	
5月 15日		135,000 円		0 円		135,000 円		㊻ 平均 138,333 円		㊴ 年 9 月	
6月 16日		140,000 円		0 円		140,000 円		㊽ 決定 142 千円		㊴ 年 9 月	
								㊶ 備考 パート		㊴ 年 9 月	

(説明)

- ・「㊴備考」欄には、必ず「パート」と記入してください。
- ・短時間就労者(パートタイマー)については、「すべての月の支払基礎日数が 17 日未満の場合」に限り、「15 日以上 17 日未満の月のみ」で報酬月額の「㊺合計」の「㊵総額」を「㊻平均」し、「㊽決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・このケースでは、3ヶ月とも 15 日以上 17 日未満ですので、3ヶ月の「㊻平均額」より、「㊽決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・「㊽決定後の標準報酬月額」=142 千円 (11 等級)

※ 「㊽支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月」が、「1ヶ月または2ヶ月ある場合」、「全くない場合」の取扱いは、2枚目、3枚目をご参照ください。

◀ 「支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月」が 2 ヶ月ある場合 ▶

支払基礎日数	～	12	13	14	15	16	17	18	19	≪各月の合計額≫ 217,000円(2ヶ月分)  ≪平均額≫ 109,666円(2ヶ月平均)  ≪標準報酬月額≫ 110千円(7等級)	
4月	112,000円										
5月	98,000円										
6月	105,000円										

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉟ 被保険者の氏名		㊱ 生年月日		㊲ 性別		㊳ 従前の標準報酬月額		㊴ 従前の改定月・原因	
報酬月額						㊵ 3ヶ月の総計		㊶ 適用年月		㊷ [ 遺族支給額 昇(降)給の月数 昇(降)給月 ]	
㊸ 算定対象月の期間 支払基礎日数		㊹ 通貨による ものの額		㊺ 現物による ものの額		㊻ 合計		㊼ 平均額			
						㊾ 決定後の標準報酬月額					
厚 ……… 簿 111	㉟ 鈴木 健子		㊱ 7.2.10.2		㊲ 女		㊳ 従前 134 千円	㊴ 24 年 9 月		㊷ 23 年 9 月	
4 月 16 日	112,000 円		0 円		112,000 円		㊵ 総計 217,000 円	㊶ 修正平均 円		円 年 円 月 固定資金変動(有) (無)	
5 月 14 日	98,000 円		0 円		— 円		㊼ 平均 108,500 円	㊽ 備考 パート			
6 月 15 日	105,000 円		0 円		105,000 円		㊾ 決定 110 千円				

(説明)

- ・ 「㊾備考」欄には、必ず「パート」と記入してください。
- ・ 「㊼支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満」の月は 2 ヶ月 (4 月、6 月) あるので、2 ヶ月の「㊼平均」額より、「㊾決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・ 5 月の「㊼合計」は、「㊼支払基礎日数」が 15 日未満なので、「—」(ハイフン) を記入してください。
- ・ 「㊼支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満」の月が 1 ヶ月のみの場合は、その月の「㊼合計」より「㊾決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・ 「㊾決定後の標準報酬月額」=110 千円 (7 等級)

※ 「㊼支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月が無い場合」の取扱いは、次のページをご参照ください。

◀ 「支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月」が無い場合 ▶

支払基礎日数	～	12	13	14	15	16	17	18	19
4月		91,000円							
5月		98,000円							
6月		98,000円							

標準報酬月額は、98千円とはならず、  
従前の等級による標準報酬月額で決定します。

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉟ 被保険者の氏名		㊱ 生年月日		㊲ 性別		㊳ 従前の標準報酬月額		㊴ 従前の改定月・原因	
報 酬 月 額						㊵ 3ヶ月の総計		㊶ 適用年月		㊷ [ 過去支給額 異(同)給達の月額 異(同)給月 ]	
㊸ 算定対象月の等級 支払基礎日数		㊹ 通貨による ものの額		㊺ 現物による ものの額		㊻ 合計		㊼ 平均額			
㊾ 決定後の標準報酬月額											
㊿ 厚 健 123	㉟ 佐藤 保子		㊱ 7.2.10.2		㊲ 男		㊳ 従前 150 千円	㊴ 24 年 9 月		㊵ 23 年 9 月	
4 月 13 日	91,000 円		0 円		- 円		㊶ 総計 - 円	㊷ 修正平均 円		円 月	
5 月 14 日	98,000 円		0 円		- 円		㊸ 平均 150,000 円	㊹ パート		円 月	
6 月 14 日	98,000 円		0 円		- 円		㊺ 決定 150 千円	㊻ 備考		円 月	

(説明)

- ・ 「㊻合計」、「㊾総計」、は、「㊸支払基礎日数」が 15 日未満なので、「-」(ハイフン) を記入してください。
- ・ 「㊾決定後の標準報酬月額」は、「㊳従前の標準報酬月額」を引き継ぎます。
- ・ 「㊸平均」 = 「150,000 円」と記入してください。
- ・ 「㊾決定後の標準報酬月額」 = 150 千円 (12 等級)